

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

活力ある豊かな村づくりを支えるキリスト街道周遊計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

青森県、新郷村

3 地域再生計画の区域

青森県三戸郡新郷村の全域

4 地域再生計画の目標

4 - 1 地域の現況

新郷村は青森県の南部に位置し、東西 22 k m、南北 9 k m、総面積 150.85 k m²を有している。このうち約 78%が起伏に富んだ山林原野で、西部は大駒ヶ岳を始めとする標高 1,000m級の山岳を形成し、中央部から東部にかけては丘陵地帯となっていて、畑地として多く利用されており、河川は、丘陵をぬって 3 河川が西から東に流れ地域の水田を潤し、この河川沿いに 42 の集落が散在している。

また、八戸市より秋田県鹿角市まで東西に延び、村内の中心部を通過する国道 454 号は、村内では通称「キリスト街道」と親しまれ、観光、レクリエーション、経済、文化の発展に寄与する最も重要な路線であり、国立公園十和田湖への観光道路の東玄関口としての役割も果たしている。

このような中、新郷村では、「快適で明るく豊かな活力ある新郷」を基本に農林業生産基盤整備・上下水道施設整備・観光基盤整備などを展開し、積極的な村づくりを行っている。

4 - 2 地域の課題

新郷村における総人口は減少傾向にあり、少子高齢化が今後も進行していくと予測されており、このような現状を踏まえながら、誰もが安心して暮らせる活力ある村づくりを推進することが課題となっている。近年の過去 5 年間（平成 22～平成 27 年）の人口減少率は、全国 0.8%、県 4.7%に対し新郷村は 12.0%と高く、特に若い世代の顕著な転出超過により地域のにぎわいと活力の増進に支障をきたしている。

65 歳以上の高齢者率では、平成 27 年 10 月末現在で全国 26.3%、県 30.1%に対し新郷村は 44.9%となっており、地域を支える重要な産業である農林畜産業の若い世代の担い手不足が懸念されている。現時点においても、担い手不足等により手入れの行き届かない森林が増加し、地域の魅力の一つである森林の保全や、林業、木材

産業の振興に影響を及ぼしていることから、森林整備の基盤となる林道の整備及び保全対策が必要となっている。

また、新郷村中心部を通過する国道 454 号と村道とのネットワークが不十分なために、地域の観光資源が有効に活かされておらず、地域住民の生活の向上や利便性にも影響を及ぼしていることから、村道の整備が必要となっている。

4 - 3 計画の目標

こうした状況を踏まえ、地方創生道整備推進交付金により村道及び林道を整備し、国道 454 号と連携した道路ネットワークを構築することで、村の豊かな農産品や自然、人との関わりを感じられる温もりのある村づくりを推し進め、村の若い世代を含めた人口の減少に歯止めをかけ地域の活性化を図る。具体的には、以下のような産業振興や観光振興、それらを土台にした定住促進を図る。

産業面では、道路ネットワークの構築に向けて村道、林道を整備することで、沿線にある森林や水田への利便性を高めて基幹産業である農林業の振興を図る。また、林道の整備及び保全対策により管理の行き届かない森林へのアクセスが改善し、通行の安全を確保することで森林整備の効率化を図る。さらに、効率化により得られた間伐材等を利用した新たな製品開発や木質バイオマス利用などが促進され、地域の新たな産業振興へとつなげる。

観光面では、村道整備により各観光施設へのアクセス機能を高めて観光交流人口の更なる増加・拡大を図り、林道整備では平子沢キャンプ場へのアクセス機能を付加することができ、地域の更なる観光振興へとつなげる。

このように、当計画により村道、林道及びその他各種事業を一体的に実施することによって、「農林業と観光の村」として地域産業が活性化され、さらに、国道の災害時の迂回路機能も持つことなどにより、地域住民の生活の向上や利便性が高められ、村の住民に対しては、新郷村での暮らしやすさをアピールするとともに定住を促進し、村外に対しては魅力あふれる新郷村をアピールするとともに移住の促進を図る。

(目標 1) 定住促進住宅の利用

0 戸(平成 27 年度) 10 戸(平成 32 年度)

(目標 2) 観光交流の活性化(年間観光入込客の増加)

152,672 人/年(平成 27 年度) 167,000 人/年(平成 32 年度)

(目標 3) 林業の振興と森林整備の促進(年間間伐面積の増加)

60ha/年(平成 27 年度) 120ha/年(平成 32 年度)

5 地域再生を図るために行う事業

5 - 1 全体の概要

新郷村は、主に若い世代を中心に年々人口が減少し、産業の担い手不足や地域の活力低下をもたらしているため、村内外に対し新郷村での暮らしやすさや新郷村の魅力をアピールし、移住・定住を促進することにより、地域の活性化を推進する必要がある。

よって、地域住民の生活向上や地域観光資源（迷ヶ平高原、間木ノ平グリーンパーク、平子沢キャンプ場、キリストの墓、大石神ピラミッド、など）を活用した観光交流人口の拡大を図るため、道路の整備やネットワーク化を進めることが重要である。しかしながら、新郷村は村内の約8割を山林原野が占めているため、村道及び林道の整備が遅れており、各観光地へのアクセス道が脆弱であるため、地域全体としての観光地の連携が十分図られていないことが課題となっている。

さらに、既存林道と幹線道路とのネットワークが脆弱であることから、間伐材の利用等林業・木材産業の振興に当たっては効率が悪い。さらには、橋梁についても経年変化により老朽化が進んでいることから、道ネットワーク機能の低下による地域再生への影響が懸念されるため、円滑な森林基盤の整備が課題となっている。

そこで、地方創生道整備推進交付金により、林道「妙返沢線」を整備し、森林整備の基盤強化や地域全体の林業振興を促進し、山村地域経済の活性化を図る。また、村の中心部とキリストの墓、大石神ピラミッドを結ぶ村道「雨池線」の整備により村内の観光施設の有機的な連携を図り、広域的な観光ルートを構築する。さらには村道、林道ともに国道454号被災時の迂回路の確保を目指す。また、併せて林道の保全対策を図ることにより、村道、林道のネットワークの機能が継続して発揮されることから、安全・安心な村づくりに資する。

また、新郷村などが行う地域観光資源の利活用や移住・定住の促進、森林資源の整備や有効利用をとおして、地域に活力がもたらされることから、村道及び林道の整備と併せた相乗効果により、さらに住民の暮らしやすさが向上し、その結果、新郷村の定住人口の増加、観光交流の活性化といった道の整備事業の実施効果をより高めることにより、地域の再生を図る。

5 - 2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 地方創生道整備推進交付金【A3008】

対象となる施設は以下のとおりで、事業開始に係る手続き等を完了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

・村道 道路法に規定する村道に認定済み。()内は認定年月日。

村道「雨池線」 (昭和61年6月21日)

- ・林道 森林法による三八上北地域森林計画書（平成 26 年策定）に路線を記載。
林道「妙返沢線」
- ・林道の保全対策
林道「頃内線」、「妙返川線」

[施設の種類の] [事業主体]

- ・村道 新郷村
- ・林道 青森県、新郷村

[事業区域]

- ・新郷村

[事業期間]

- ・村道 平成 29 年度～平成 32 年度
- ・林道 平成 29 年度～平成 31 年度

[整備量及び事業費]

- ・村道 1.5km
- ・林道 0.5km
林道の保全対策（保全整備）3 箇所（点検診断）12 箇所
- ・総事業費 270,000 千円（うち交付金 135,000 千円）
村道 170,000 千円（うち交付金 85,000 千円）
林道 100,000 千円（うち交付金 50,000 千円）
うち林道の保全対策 10,000 千円（うち交付金 5,000 千円）

[事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法]

(平成/年度)	基準年 (H27)	H28	H29	H30	H31	H32
指標 1 国道 454 号被災時の迂回路確保 長漕地区～(村道経由)～新郷村役場	25 分	25 分	25 分	25 分	25 分	23 分
国道 454 号～(林道経由)～羽井内地区	12 分	12 分	12 分	9 分	9 分	9 分
指標 2 観光地間のアクセス改善 大石神ピラミッド～キリストの墓	18 分	18 分	18 分	18 分	18 分	16 分
指標 3 林道の保全対策の推進 保全対策推進率	0%	0%	0%	100%	100%	100%

毎年度終了後に新郷村の職員が必要な実態調査等を行い、速やかに状況を把握する。

[事業が先導的なものであると認められる理由]

(政策間連携)

村道及び林道を一体的に整備することにより、個別に整備するのに比べて、効率的かつ効果的な施設配置が可能となり、観光地の連携や林業の振興といった地域再生の目標達成により資するとともに、全体の整備コストの削減が期待できるという点で、先導的な事業となっている。

5 - 3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「活力ある豊かな村づくりを支えるキリスト街道周遊計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

5 - 3 - 1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5 - 3 - 2 支援措置によらない独自の取組

(1) 地域資源を活かした交流人口の拡大

内 容 キリスト墓前で行われる「キリスト祭り」を始め、新郷村ファン感謝デーや新郷ふるさと祭りを行うとともに、にぎわいや交流の場として「道の駅しんごう」などの各種施設の利活用を促進することにより観光客を呼び込み、地域の活性化を図る(新郷村支援事業)。

実施主体 新郷村観光協会及び新郷村

実施期間 平成 5 年度～平成 32 年度

(2) 移住・定住の促進

内 容 “新郷ぐらし”促進事業を展開し、転入者及び住民の他市町村へ通勤しながらも、「暮らすところは新郷村」という新郷ぐらしのスタイルを支援し、村の豊かな農産品や自然、人との関わりを感じられる村づくりを推進する(新郷村単独事業)。

実施主体 新郷村

実施期間 平成 26 年度～平成 32 年度

(3) 木質バイオマスの推進による森林の活用と地域の活性化

内 容 木の駅プロジェクトを推進し、これまで廃棄していた林地残材を「木の駅」へ出荷し、木質ボイラーに活用するとともに、地域振興券での買い取りにより村内商店街の活性化を図る(新郷村支援事業)。

実施主体 新郷村実行委員会及び新郷村

実施期間 平成 28 年度～平成 32 年度

(4) 社会資本整備総合交付金事業

内 容 村道の舗装・修繕や橋梁の補修を行い、道路施設の保全整備を行う

とともに地域の利便性向上及び地域の活性化を図る(国土交通省補助事業)。

実施主体 新郷村

実施期間 平成 26 年度～平成 30 年度

(5) 森林環境保全整備事業

内 容 森林組合等により除間伐施業や下刈を実施し、村内の林地の適正管理を図る(林野庁補助事業)。

実施主体 新郷村及び三八地方森林組合

実施期間 平成 14 年度～平成 32 年度

6 計画期間

平成 29 年度～平成 32 年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7 - 1 目標の達成状況に係る評価の手法

4 に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に青森県及び新郷村が必要な実態調査等を行い、速やかに状況を把握する。

定量的な目標に関わる基礎データは、青森県、新郷村の統計データを用い、中間評価、事後評価の際には、実態調査等から当該統計データの集計を行うこと等により、目的の達成状況に係る評価を行う。

7 - 2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	平成 27 年度 (基準年度)	平成 30 年度 (中間年度)	平成 32 年度 (最終目標)
目標 1 定住促進住宅の利用	0 戸	10 戸	10 戸
目標 2 年間観光入込客の増加	152,672 人/年	160,000 人/年	167,000 人/年
目標 3 年間間伐面積の増加	60ha/年	105ha/年	120ha/年

(指標とする数値の収集方法)

項 目	収集方法
定住促進住宅の利用	新郷村定住促進住宅利用調査より
年間観光入込客の増加	青森県、新郷村観光入込客調査より
年間間伐面積の増加	青森県森林整備実績調査より

- ・ 目標の達成状況以外の評価を行う内容
 - 1 . 事業の進捗状況
 - 2 . 総合的な評価や今後の方針

7 - 3 目標の達成状況に係る公表の手法

4 に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の内容を、速やかにインターネット（青森県、新郷村のホームページ）の利用により公表する。